



マイシティライフ210号

平成24年1月1日発行
(年2回発行)

あなたのまちで開講します

出前講座をご利用ください!

消費生活総合センターでは、消費生活専門相談員を派遣し、悪質商法の手口やその対処方法について実際の相談事例を基に、市民の皆様に分かりやすく解説をする「出前講座」を実施しています。町内会などの地域の団体やPTAなどの学習の場として、ぜひご利用ください。



安朱すこやか会(山科区)での出前講座の様子

誰でも申し込めるの?

市内に在住または通勤通学の方で、参加者10人以上の集まりであれば申し込んでいただけます。費用は無料です。

所要時間は?

概ね60分が目安です。なお、時間や実施日、講座内容などについてはご相談に応じますが、他の用務の都合によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

会場は?

お手数ですが、申込者側で京都市内において会場をご用意ください。

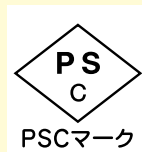
○ 申込み・お問い合わせは

**(075)256-1110**

子どものライターでの火遊びを防ぎましょう



子どものライターでの火遊びが原因で火災が発生しています。ライターは子どもの手の届かない所に置き、触らせないようにしましょう。また、平成23年9月27日から、いわゆる使い捨てライターや点火棒については、PSCマークを本体に表示したもののしか、販売ができなくなりました。PSCマークのついたライターには、子どもの力では押せないよう着火スイッチが重くなるなど、チャイルドレジスタント機能(子どもが簡単に操作できないようにする機能)が施されています。

回覧して
ください。

電話勧誘販売にまつわるトラブル

相談事例

- 「母校を応援するために新聞の広告に名前を載せないか」と電話があり、いったん承諾したが、掲載料が高額なので断りたい。
- 折り込みチラシで申し込んだ化粧品サンプルが届いた後、商品勧誘の電話がしつこく掛かり、1年分の基礎化粧品セットを契約した。届いた化粧品の量が多いうえに高額で、サンプルを使用したら肌に合わなかったので、返品したい。
- ボランティア関連の書籍を送付すると電話があり、あいまいな返事をしていたら、立派な本が送られてきて、振り込み用紙が同封されている。支払いたくない。



アドバイス

事業者は、初めに「事業者名」「勧誘者名」「商品等の種類」「勧誘目的であること」を告げなければなりません。名乗らない相手の一方的なセールストークに引き込まれないようにしましょう。

「要りません」「お断りします」など、契約の意思がないことを示した消費者に対して、再勧誘することは禁止されています。不要であればきっぱりと断りましょう。理由を説明する必要はありません。

クーリング・オフができます!

相談事例のように電話での勧誘により申込みをした場合は、電話勧誘販売に該当し、**クーリング・オフ**の対象となります。電話で承諾したとしても、事業者に通知を出すことにより無条件で契約を解除できます。詳しくは、3ページ「暮らしのちえぶくろ」をご覧ください。

クーリング・オフを知ろう

契約は法的な責任を伴う約束であるため、いったん成立すると互いに守る必要があり、原則として一方的に解約をすることはできません。しかし、普段の生活の中では、突然、業者が訪問してきたときなど、適切な判断ができないまま契約してしまうこともあるでしょう。このようなときに、消費者側が、理由を告げることなく、**無条件で契約を解除できるのがクーリング・オフ**です。※1

※1 3,000円未満の現金取引は対象外。また、化粧品や健康食品などの使用した分については、クーリング・オフできない場合があります。

クーリング・オフができる主な取引内容

取引内容	適用対象	期間※2
訪問販売	自宅への訪問販売のほか、街で声を掛けられたり、電話などで呼び出されたりして交わした契約	8日間
電話勧誘販売	2ページ「消費生活相談の小窓」の事例など	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法やネットワークビジネスなど	20日間
業務提供誘引販売取引	仕事の紹介や仕事を提供するために必要と言って教材などを買わせる内職商法など	20日間
特定継続的役務提供	エステや語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスなど	8日間

※2 契約書等の適正な書面の交付日から起算した日数



事業者へのクーリング・オフの通知は書面で行います。また、事実と違うことを言われて契約したなど勧誘に問題がある場合には、クーリング・オフ期間が過ぎていても交渉可能なことがあります。交わした契約に疑問があるときやクーリング・オフを通知するときは、できるだけ早めに**消費生活総合センター ☎256-0800**にご相談ください。

お店で買った場合や通信販売ではクーリング・オフができません!

自分から店に出向いたり、業者を呼んだりした場合や、通信販売の場合には、クーリング・オフが適用されませんので、契約前には返品
の条件などをしっかりと確認しましょう。



消費生活総合センターのごあんない



クーリング・オフマン

相談無料 相談受付時間 平日 午前9時～午後5時

■ 消費生活相談 ☎256-0800

面談による相談も受け付けています。
まずは電話でご相談ください。

●センターが休みの土曜、日曜、祝休日（年末年始を除く。）の緊急時には、**消費生活 土・日・祝日 電話相談☎257-9002**を受け付けています。（午前10時～午後4時、電話相談のみ）

●ホームページ上から相談を受け付ける**インターネット消費生活相談**もご利用ください。
<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000048125.html>

■ 多重債務相談 ☎256-3160 さいむゼロ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による多重債務特別相談などをご案内します。

■ 交通事故相談 ☎256-2140

■ 市政一般相談 ☎256-2007

■ 法律相談（問い合わせ） ☎256-2007

※弁護士による法律相談の相談時間

開催日	時間	定員	申込み
月・火・木曜	午後1時30分～午後4時	15名	当日午前9時から整理券配布
金曜		15名	前の週の月曜日午前9時から電話予約
第2・第4水曜	午後6時～午後8時	12名	

※いずれも1人当たりの相談時間は20分（面談のみ）

弁護士による無料法律相談は、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。受付方法は、各区役所・支所まちづくり推進課にお問い合わせください。



貸出用の図書を増冊しました!

消費生活総合センターでは、**消費生活に関する図書**を市民の皆様に**無料で貸し出**していますが、この度、300冊ほどの図書を新しく購入し、当センターのホームページにて貸出用図書の一覧を掲載いたしました。視聴覚教材用としてビデオやDVDの貸し出しも行っていますので、お気軽にご利用ください。

ご利用について

図書は1人5冊までを2週間、ビデオ・DVDは1人5本までを1週間借りられます。

利用できる方：京都市内に在住または通勤通学の方

利用時間：平日 午前8時45分～午後5時30分



今日の消費生活者川柳

ふれあいと 信用で買う 商店街

（中京区在住の方の作品）

消費者川柳を募集しています!

- 応募資格 京都市内に住または通勤・通学の方（中学生以下の方を除く）
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 ハガキまたはA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送またはFAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3,000円分を進呈します。

消費生活総合センター

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル 西館 4階

TEL.256-1110 FAX.256-0801

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

（開庁日）土・日・祝休日・年末年始（12月29日～1月3日）

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

